

第81号議案

島根県花振興センター条例の一部を改正する条例

島根県花振興センター条例（平成15年島根県条例第74号）の一部を次のように改正する。

第4条から第8条までを削り、第9条を第4条とする。

第10条第1号中「施設等」を「施設及び設備（以下「施設等」という。）」に改め、同条第2号中「前号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

(2) 花きに親しむ機会の提供に関する業務

(3) 公園の利用の促進に関する業務

第10条を第5条とする。

第11条第2項中「第9条」を「第4条」に改め、同条を第6条とする。

第12条第1号中「使用」を「利用」に改め、同条を第7条とする。

第13条を第8条とし、第14条を第9条とし、第15条を第10条とする。

第16条第1号中「10月」を「11月」に改め、同条第2号中「11月」を「12月」に改め、同条を第11条とする。

第17条第1号中「4月1日」を「3月1日」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の4条を加える。

（観覧料）

第13条 公園の展示物を観覧しようとする者（未就学児を除く。）は、観覧料を指定管理者に支払わなければならない。

2 観覧料は、指定管理者にその収入として收受させる。

3 観覧料は、別表に掲げる基準額に0.8を乗じて得た額から当該基準額に1.2を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が知事の承認を得て定める額とする。

（観覧料の減免）

第14条 指定管理者は、規則の定めるところにより、観覧料の減免をすることが

できる。

(観覧料の不還付)

第15条 既に納入された観覧料は、還付しないものとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

(入園の制限)

第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、公園への入園を拒否し、又は公園からの退去を命ずることができる。

(1) めいてい者、他人に危害を加え、又は迷惑になる行為をする者、火薬、凶器等の危険物を携帯する者その他公園内の秩序又は風俗を乱すおそれがある者

(2) 前号に掲げる者のほか、公園の管理上支障があると認められる者

第18条中「使用」を「利用」に改め、同条を第17条とする。

第19条中「第10条」を「第5条」に改め、同条を第18条とする。

第20条中「第15条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条を第19条とする。

第21条を第20条とする。

別表中「(第6条関係)」を「(第13条関係)」に、「使用料の額」を「観覧料の基準額」に、「知事」を「指定管理者」に、「年間使用料」を「年間観覧料」に、「使用する」を「観覧する」に、「使用料)の額」を「観覧料)の基準額」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第16条の改正規定(同条を第11条とする部分を除く。)及び第17条の改正規定(同条第1号に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。